

(意見書案第1号)

森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に関する意見書

近年の温室効果ガスの増加による地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、「京都議定書目標達成計画」において、森林には、二酸化炭素吸収源として重要な役割（我が国の削減約束6%のうち森林吸収量3.9%、ただし、現状の森林整備水準では吸収量2.6%程度）が課せられ、今後、これを確実なものとするため、森林・林業基本計画に基づく計画的な森林の整備が強く求められている。

一方、我が国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐をはじめとする森林の整備・管理が十分に行われなくなってきたこと、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発するなかで、安全で安心できる国民の暮らしを守る森林の役割についても果たすことができなくなることが、強く危ぶまれている。

さらに、違法伐採は今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、その増加により、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには、違法伐採木材が国際市場に流通することによって地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっており、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっている。

よって、国においては、我が国森林・林業・木材産業を取り巻く環境の中で、平成18年度予算等において、下記の施策を実現するよう強く要望する。

記

- 1 「森林・林業基本計画」に基づく森林の整備・保全の推進、あわせて「緑の雇用事業」による担い手の確保・育成対策の推進、さらには治山対策の緊急的な推進
- 2 低コストで安定的な木材供給体制としての効率的なシステムの確立、伐期の長期化など森林経営の実態に即した借り換え融資制度の創設など森林・林業の再生に向けた施策の展開、さらには、地域林業の担い手としての林業公社に対する支援措置の強化
- 3 「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方に基づく違法伐採対策の確立、特に、外材についての対策の確立、なお、国内の違法伐採対策を実施するに当たっては、地域材の利用が推進されるよう十分配慮し、必要な支援措置の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月13日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

宛